

道路関係業務の執行のあり方改革本部の設置について

平成 20 年 2 月 22 日
国 土 交 通 省

1. 目的

道路特定財源の暫定税率の延長に関連し、道路関係業務の執行のあり方について国会をはじめ各方面で様々な課題が提起されている。

このため、国土交通大臣を本部長として「道路関係業務の執行のあり方改革本部」を設置し、道路関係業務の執行について総点検を行うとともに、その改革の方向性について検討を行う。

2. 検討課題（例）

- （１）契約方式の見直しの徹底
応募要件の見直し、契約方式の適正化 等
- （２）公益法人の組織のあり方（民営化等）
駐車場整備推進機構、建設弘済会 等
- （３）公益法人に対する指導監督の徹底
内部留保の適正化、役員構成の見直し、情報公開の徹底 等
- （４）支出の適正化
支出手続きの厳格化、職員厚生経費の見直し 等

3. 構成

（１）本部

本部長	冬柴	国土交通大臣
副本部長	平井	国土交通副大臣
主査	松島	国土交通副大臣
同	金子	国土交通大臣政務官
同	谷	国土交通大臣政務官
同	山本	国土交通大臣政務官

峰久	事務次官
谷口	技監
竹歳	国土交通審議官
宿利	大臣官房長
宮田	道路局長
大森	総括審議官
原田	道路局次長

(2) 分科会

特定テーマごとに分科会を設置
各分科会は、副大臣、政務官が主査として統括

※ 総点検結果、改革の方向性について、外部有識者からの意見聴取を行うことを検討

4. スケジュール

早急に日程調整を行い、第1回本部会議を開催
分科会も順次開催し、具体的な検討を開始
実施可能なものは、直ちに実施
最終的な取りまとめは本年6月を目途

5. その他

本部の事務は、大臣官房及び道路局で処理